贈与税・相続税計算ツール

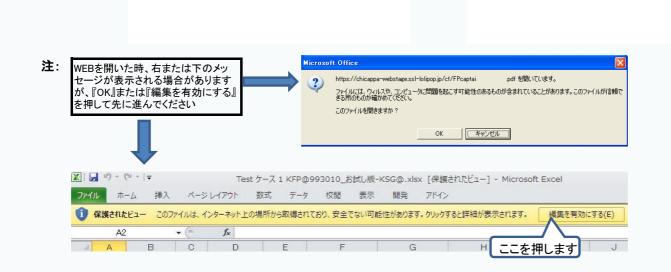
注:マクロを使用しない方は下の『タブ(シート名)』をご使用下さい

内容	下記の矢印をクリック	項目名
財産目録の不動産入力	⇒	資産
財産目録の動産入力	⇒	資産
死亡保険金・死亡退職金・弔慰金の入力	⇒	資産
金融資産・負債・費用の入力	⇒	資産
相続時精算課税制度・贈与額の入力	⇒	資産
贈与税額の表示	⇒	資産
相続情報の入力	⇒	相続
相続税・贈与税計算ツールの使用方法	•	始めに



お問<u>い合わせフォーム</u>

(インターネットに接続してご使用下さい)



贈与税・相続税計算ツール(説明)

使用方法はこの文章をクリック願います 必ずお読みください。(インターネットに接続してご使用下さい)

使用許諾 ご使用に当たり、この文章をクリックして使用許諾契約および利用規約全てにご同意願います。

概要

ソフト EXCEL2007以上で動作するEXCEL版ソフトです。 説明資料はインターネットから入手できます。

特徴 エンディングノートの黄色部分に入力戴いた情報が自動計算されます。

簡易版入力で財産目録が作成でき、相続(税)額を概算計算します。

不動産の相続(税)額概算計算は固定資産税課税明細書を使用します。

相続税が必要かの判断が出来ます。
遺言書の作成等に役立ちます。

詳細 相続開始年を適切に修正して、該当年の相続額(税)を概算計算します。

資産タブで該当項目の肌色部分に入力して、財産目録を完成させます。 黄色部分は任意です。)

将来、資産価値が増減することを考慮し変動率の項目があります。 使用されない方は入力しないで下さい。

不動産は固定資産課税明細書から相続(税)税を概算計算します。 路線価からも概算計算出来ます

小規模宅地等についての相続税の特例を使用した概算計算です。(但し、マンションと事業用宅地を除きます)

ゴルフ会員権(動産)は時価総額に基づいて相続(税)額を計算しますが、預託金等は含みませんので持分率で調整して下さい。

死亡保険金は被相続人が保険料負担者の分を反映します。 それ以外は保険金受取人の該当所得項目を表示します。

非課税枠を超える弔慰金は死亡退職金として概算計算します。

金融資産は海外資産も対応します。 海外資産使用時は為替相場(円交換レートと交換手数料)を入力して下さい。

相続開始前3年以内の生前贈与加算額を概算計算します。 生前に贈与をした場合としない場合の比較が出きます。

子供が亡くなった場合には孫の年齢を入力下さい。 代襲相続の概算計算を行います。

相続人が配偶者と兄弟姉妹甥姪の場合にも対応します。

右上に赤い小さな三角が表示されているセルには、解説が入っています。

税理士でない方が特定のお客様の相続や資産情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがありますのでご注意ください

ご連絡

(インターネットに接続してご使用下さい)

お問い合わせフォーム

(個人のお客様向け) 財産目録(本人分) 基準年

税理士でない方が特定のお客様の相続や資産情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがありますのでご注意ください

『住居形態』を入力すると課税価格に反映します。

エンディングノートの数字が反映されます

不 <u>動産(</u>	人所	有分)					固定資産の課税明	引細書 (概算値計算	1)	•	可能な場合(土地)*注	小	規模宅地相続	税減税(*注5)は[自宅と貸家リスト」	二軒に順に適用
種類	居住 形態	資産		地(家) 割合	持分	課税地積 床面積 (㎡)(注1)	価格 (評価額) (円) (注2)	本則課税標準額 (注3)	課税標準額 (注4)	時価修正	路線価 (m³当り) ー 戸建て用	個別•地域要因	本人の時価	変動率	小規模宅地減額申請 割合面積(%)	計算:相続税評価額(小 規模宅地減税前)	修正入力:相続税評価額 (小規模宅地減税前)
自宅	2	土地	1	00%	100%	165.00	¥57,700,000	0	0	100%		100%	¥82,428,571		100%	¥65,942,857	¥0
8-5	-	家屋	1	00%	100%	115.00	¥3,000,000			100%			¥3,000,000			¥3,000,000	¥0
貸家	2	土地		21%	100%	180.00	¥9,620,000	0	0	100%		100%	¥10,856,857		100%	¥8,685,486	¥0
(地)	۲	家屋	;	30%	100%	170.00	¥4,000,000			100%			¥1,960,000			¥1,960,000	¥0
貸家	0	土地		21%	100%	0.00		0	0	100%		100%	¥0		100%	¥0	¥0
(地)	Ů	家屋		30%	100%	0.00				100%			¥0			¥0	¥0
別荘	٥	土地	1	00%	100%	0.00		0	0	100%		100%	¥0		0%	¥0	¥0
<mark>(他)</mark>	Ů	家屋	1	00%	100%	0.00				100%			¥0		不適用	¥0	¥0
	_		1	00%	100%	0.00		0	0	100%		100%	¥0		0%	¥0	¥0
	٥			00%	100%	0.00	5/: } 0/ : -> ->			100%			¥0		不適用	¥0	¥0

注: マンションの場合の土地の課税地積(注1)と価格(評価額)(注2)はマンション全体の額になります。

マンションの場合の土地の持分は、(注1)、(注3)と(注4)から計算します。((注1)の面積はマンション全体を入れ・相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)は、自宅と貸家リスト上2軒に順に適用します (注5):相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の(注5):相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)を指します。 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)は、自宅と貸家リスト上2軒に順に適用します

動産(本人所有分)

エンディングノートの数字が反映されます

	VI/I 13 / 3 /					I AND I W WASTER	
種類	名称	購入価格	購入時期(年)	車両(車体)保険	持分	本人の時価	変動率
	自家用車 (横浜ぬ			¥2,500,000	100%	¥2,500,000	
1				¥0	100%	¥0	
3				¥0	100%	¥0	
4				¥0	100%	¥0	
5				¥0	100%	¥0	
6	横浜カントリークラ			¥8,000,000	100%	¥8,000,000	
7				¥0	100%	¥0	
9				¥0	100%	¥0	
9				¥0	100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	
					100%	¥0	

注: 適切な『種類』を入力すると課税価格に反映します

死亡保険金(本人契約分)

エンディングノートの数字が反映されます

- PINDATE A I A A														
重類 名	3称 契約	額	保険料負担者区分	被保険者·区分	保険金受取人区分	死亡保険金	解約返戻金	持分	本人の時価	変動率	相続税とその他の対応			
1			9	9	8	¥15,000,000	¥6,000,000	100%	¥15,000,000					
1			9	9	1	¥5,000,000	¥2,000,000	100%	¥5,000,000					
1			9	9	2	¥5,000,000	¥2,000,000	100%	¥5,000,000					
1			9	9	3	¥5,000,000	¥2,000,000	100%	¥5,000,000					
0								100%	¥0					
0								100%	¥0					
0		į						100%	¥0	•				
0								100%	¥0	•				

注: 適切な『種類』を入力すると課税価格に反映します

¥30,000,000 ¥12,000,000

死亡退職金・弔慰金

•	<u> </u>	71K - 12 167 71K			
	種類	名称	退職金·弔慰金	弔慰金非課税限度額	変動率

注: 適切な『種類』を入力すると課税価格に反映します

金融資産(本人所有分)

エンディングノートの数字が反映されます

種類	通貨	名称	購入額(額面)	購入時期(年)	時価(現地価格)	外国為替相場	時価(円換算)	持分	本人の時価	変動率
1	1				24,303,333		¥24,303,333	100%	¥24,303,333	
5	1				8,000,000		¥8,000,000	100%	¥8,000,000	
5	1				7,077,000		¥7,077,000	100%	¥7,077,000	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	•
							¥0	100%	¥0	
							¥0	100%	¥0	

注: 適切な『種類』を入力すると課税価格に反映します

負債と費用(本人対応分)

負債(債務)と費用(葬儀など)

エンディングノートの数字が反映されます

ı	種類	通貨	名称	借入年	利息	借入金額	時価(現地価格)	外国為替相場	時価 (円換算)	持分	本人の時価	変動率
ı	5	1					1,500,000		¥1,500,000	100%	¥1,500,000	
ı									¥0	100%	¥0	
ı									¥0	100%	¥0	
									¥0	100%	¥0	
									¥0	100%	¥0	
									¥0	100%	¥0	
									¥0	100%	¥0	
									¥0	100%	¥0	

注: 適切な『種類』を入力すると課税価格に反映します

エンディングノートの数字が反映されます

相続時精算課税制度(本人贈与分)

対象年齢の子供を記載願います。(年齢確認をしていません)

順番	区分	受贈者	贈与年	贈与財産額
- 1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

贈与額は資産から自動的に削除しません。

年次順に並び替え \Longrightarrow 贈与税表示 💽

エンディングノートの数字が反映されます

贈与(本人贈与分)

贈与額は資産から自動的に削除しません。

JI	番	区分	受贈者	贈与年	贈与財産額	参考:贈与税額	入力:贈与税額	贈与税名	非課税額
	1	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	2	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
L	3	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	4	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	5	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	6	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	7	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	8	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	9	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	10	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	11	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	12	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
<u></u>	13	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	14	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0
	15	0			¥0	¥0	¥0	0	¥0

|年次順に並び替え ■| 贈与税表示 |

税理士でない方が特定のお客様の相続や資産情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがありますのでご注意ください

参考資料 相続税計算年(西暦) 2015	配偶者	子1	子2	子3	子4	子5	合計
相続時精算 贈与額合計(含む非課税)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
課税制度 贈与税合計	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
生前贈与対 贈与額合計(除く非課税分)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
象期間 * 贈与税合計: (注意 *)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
上記以前の 贈与額合計(除く非課税分)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
期間 * 贈与税合計: (注意 *)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0

注:贈与税は、西暦2015年(平成27年)以降対応の20歳以上の直系尊属で計算しています。

(個人のお客様向け) 相続税の状況

基準年 2014 相続額計算年 2015

贈与額(相続時精算課税制度を含む)は資産から自動的に削除しません。

配偶者以外の相続人が兄弟姉妹甥姪だけの場合は『1』⇒ (子・孫・両親・祖父・祖母がいない場合) 相続情報

基準年・年末年齢	P	本人	配偶者 ↓	子(1)↓	子(2)↓	子(3)↓	子 (4) ↓	子(5)↓	父↓	母↓
基準年 2014		基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢	基準年年齢
	入力	71	70	44	42	38				
	相		孫 ⇒							
	続		孫 ⇒							
	人		孫 ⇒							
	年		孫 ⇒							
	齢		孫 ⇒							
	小規模写	と地等の特例適	用者 = 1	1	1	1	1	1		

年齢を修正・追記する場合は上記の表の<mark>『肌色部分』</mark>にお願いします。 実存しない場合<mark>『-888』</mark>と表示することがあります。

一次相続人数	配偶者	子供(含代襲相続	小規模宅地適用	父母	兄弟姉妹(含代襲)
4	1	3	3	0	0

本人の相続財産

ト人の資産 アンストラス	相続額(於計算年)	控除額	小計	相続額
本来の相続財産				¥71,901,755
不動産 *注1:	¥79,588,343	¥55,166,921	¥24,421,422	
動産	¥8,100,000		¥8,100,000	
現金•預貯金	¥24,303,333		¥24,303,333	
その他の金融資産と解約返戻金	¥15,077,000		¥15,077,000	
みなし相続財産				¥10,000,000
死亡保険金(受取人固有の財産)	¥30,000,000	¥20,000,000	¥10,000,000	
死亡退職金	¥0	¥0	¥0	
弔慰金(非課税額以上は死亡退職金へ移管)	¥0	¥0	¥0	
相続時精算課税適用財産額	¥0			¥0
3年以内の生前贈与加算額	¥0	¥0	¥0	¥0
注1:不動産の相続額は推定値ですので税務署にお尋	ねください	資産合計	課税相続分	¥81,901,755

控除額:自宅 控除額:貸家 ¥52,754,286 ¥2.412.635

本	人の負債	負債額(於計算年))	負債額
	ローン残高	¥0		¥0
	その他負債/費用	¥0		¥0
	葬儀費用	¥1,500,000		¥1,500,000
			台信合計	¥1 500 000

<u> 相続財産</u>	¥155,568,676
適用人的控除額	¥54,000,000
人的控除限度額	¥54,000,000

	総相続額	控除額	課税遺産額	相続税総額
相続税計算(概算) 法定相続分に応じる計算	¥100,401,755	¥74,000,000	¥26,402,000	¥1,320,000
分割財産 (除く:個人宛死亡保険金と生前贈与加算)	¥125,568,676	配偶者の税額軽減	前の相続税の総額⇒	¥2,800,000

平成27年度4月施行法令を適用

相続	脱計算 (<mark>概算)</mark>		法定相続以	外を使用する場合	は、新規の配分率	ዾを子(1)~子(5)の	順に入れる	項目	直系尊属
	相続人	配偶者	子(1) 孫	子(2) 孫	子(3) 孫	子(4) 孫	子(5) 孫		父母
	配分率(未入力=法定)	自動計算						配分率	配分率は法定
	相続年 2015 相続時年齢	71	45	43	39				
	法定相続分(%) 除く:死亡保険金	50.00%	16.67%	16.67%	16.67%	0.00%	0.00%	一次法定相続計(%)	0.00%
	新 配分率(%) 除く:死亡保険金	50.00%	16.67%	16.67%	16.67%	0.00%	0.00%	法定相続分各自	0.00%
	遺留分減殺請求対象	対象ではない	対象ではない	対象ではない	対象ではない				
受取	総額(相続額他 下記内訳参照*)	¥77,784,338	¥25,928,113	¥25,928,113	¥25,928,113	¥0	¥0	相続額 各自	¥0
	相続税按分割合	¥1,734,633	¥578,211	¥578,211	¥578,211	¥0	¥0	相続税按分割合	¥0
	未成年者控除(人*年数)	0	0	0	0	0	0	未成年者控除人年	0
	未成年者控除額	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	未成年者控除	¥0
	完了納付額 相続時精算課税	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0		
相続	悦 (一次分割当)	¥0	¥578,211	¥578,211	¥578,211	¥0	¥0	相続税 各自	¥0
	額 今回相続額(代襲:孫当り)		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0		
	税 今回相続税(代襲:孫平均)		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0		
*内訳	相続額(財産) 受取総額	¥62,784,338	¥20,928,113	¥20,928,113	¥20,928,113	¥0	¥0		
	死亡保険金 受取総額	¥15,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥0	¥0		
	生前贈与加算 除非課税分	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0		
	(相続時精算課税) 受取総額		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0		

贈与額(相続時精算課税制度を含む)は資産から自動的に削除しません。

AND DECTRONISTING OF THE PROPERTY OF THE PROPE	
注 税理士でない方が特定のお客様の相続や資産情報を取り扱いますと法律にふれるお	それがありますのでご注意ください。
┃ 『これらの値はあくまでも概算です。 特に 土地を固定資産税評価額で代用 した場合は値	多正が必要となります。
税額計算は税務署並びに税理士にお問い合わせください。	
配偶者と子供の 両方がいない場合 には、計算方法と対応方法に関し税務署などにお問	引い合わせください。
法定相続で分割した場合です。	
配偶者の 税額軽減 を適用する場合は、最大限適用した場合です。	配偶者の税額軽減後(1) ⇒ 1